

石川県立小松工業高等学校

いじめ防止基本方針



令和4年4月改訂

目 次

1. いじめ問題への基本姿勢	1
(1) 学校を挙げた積極的対応	
(2) 平時からの基本姿勢	
2. いじめ防止のための組織	2
(1) 組織について	
3. いじめの理解	3
(1) いじめの定義	
(2) 留意点	
4. いじめの未然防止と早期発見等	4
(1) 未然防止	
(2) 早期発見	
(3) その他	
ア) 地域や家庭との連携について	
イ) 関係機関との連携について	
ウ) ネット上へのいじめの対応	
5. いじめに対する措置	5
(1) 主旨と指導ポイント	
(2) 組織図と対応について	6
(3) いじめ発生時対応図	7
(4) 緊急事態への対処について	8
6. 年間計画	9
7. その他	10
(1) 危機管理の心構え	
(2) 情報等の取り扱い	
(3) 法に抵触する可能性のある行為	
(4) 主な相談機関	11

石川県立小松工業高等学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ問題への基本姿勢

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができ、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(1) 学校を挙げた積極的対応

(ア) 「いじめを見逃さない学校づくり」を推進すること。

平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の見守りを通して、早い段階から積極的にいじめを認知すること。

(イ) 「風通しのよい学校づくり」を推進すること。

関係機関等との連携を深め、積極的に外部人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

(ウ) 「いじめ問題に組織的に対応」すること。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要であること。

(2) 平時からの基本姿勢

(ア) いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること。

(イ) 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、学校教育全体を通じて生徒一人一人に徹底すること。

(ウ) 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であること全教職員が認識すること。

(エ) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないという認識を持つこと。

(オ) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細やかな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること。

2. いじめ防止のための組織

法【第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織をおくものとする。

(1) 組織について

本校は、次のような組織を常設し、いじめ防止等の活動をする。

*常設とは会合の回数を増すことではなく日常的にいじめに関する情報が教員間で交換・共有できている状態

[組織の名称]

石川県立小松工業高等学校「いじめ防止対策チーム（通称：チーム^{ケー}K）」

「チームK」：[（小松工業高校の絆を表す「K」。またこれは、教員と生徒、教師間、学校と地域、学校と保護者との「絆」）でもある。

[組織の構成員]

- 学校関係者…校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、保健主事、教務主任
養護教諭、生徒会主任、進路指導主事、学年主任、担任、学科長
部顧問
- 第三者機関…スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA 会長、学校評議員代表等
県教委「いじめ対応アドバイザー」をも活用する。

*校長が会を司り、会務は教頭が担当し、生徒指導主事がこれを補佐する。

[組織の運営]

- 年2回（4月・2月）「いじめ防止対策チーム（特別支援委員会）」を開催する。
- 第1回は、学校の現状の確認及び基本方針の検討をし、年間計画を決定する。
- 第2回は、取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針等の見直しを検討する。
- 重大事態発生時には、第三者機関並びに関係機関の協力を得て事態の対応に当たる。

【組織図と対応については別途概略図参照】

3. いじめの理解

(1) いじめの定義

法【第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 留意点

- 「いじめ」に該当するかはいじめられた生徒の立場に立つことが重要である。
- 心身の苦痛を感じている被害者はそれを「隠そうとする」ので表情や様子を細かく観察する。
- いじめの認知は特定の教職員のみではなく全教職員がアンテナを張り、対応し、学校独自の対策チームを活用する。
- 一定の人的関係とは生徒の校外での活動（塾、クラブ等）も含まれる。
- 「物理的な影響」とは金品をたかられたり、隠されたり、私物や所有物にいたずらされること。
- インターネット上のトラブルでは、本人は気づいておらず苦痛を感じていない場合でも加害生徒に対する指導については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- 好意から行った場合については悪意がなかったということを十分加味する必要がある。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 学校として特に配慮が必要な生徒、例えば発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深め、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

4. いじめの未然防止と早期発見等

(1) 未然防止

- わかる授業づくり……「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり
- 道徳教育や人権教育等の充実……生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例を提供しつつ、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促す
- 「ネットいじめ」について……生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- 規範意識の育成……「社会で許されない行為は、学校でも許されない」
- 自己有用感や自己存在感を育む取り組み……「他者の役に立っている」「認められている」
- 生徒会が中心となる活動……「いじめ撲滅宣言」「あいさつ運動」の学校の雰囲気づくり
- 体験活動を取り入れた活動……コミュニケーション能力を育む
- 生徒が主体的に活動する取り組み……他者の考え方にふれ、相手を気遣う気持ちを育む
- 家庭や地域と連携した取り組み……いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり

(2) 早期発見

- 小さなサインを見逃さない……生徒の見守りや信頼関係の構築、教職員間の情報共有をする
- 定期的なアンケート調査の実施……訴えやすい体制を整える
- 教育相談体制の充実……生徒がいじめを訴えやすい空間作り
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携
- 疑問に思ったら即複数で即対応……刻々と状況は変わるため複数教員で迅速対応をする

(3) その他

(ア) 地域や家庭との連携について

- 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、PTA や地域の関係団体等との連携を図りながら、いじめに関わる問題への取り組みについて理解を求める。
- 担任は、生徒の保護者と連絡を取り合い、指導経過の報告、その後の家庭での様子について情報交換を行い、生徒の成長を見守る。

(イ) 関係機関との連携について

- 必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう連携確保に努める。
- 暴力や恐喝等を伴う場合には、早急に警察との連携を図る。

(ウ) ネット上のいじめへの対応

- 生徒に対する情報モラル教育の充実と、保護者への啓発活動の推進。
- 県警サイバーパトロールや関係機関（法務局等）との連携。
- 名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は管理者やプロバイダーに削除を依頼。

5. いじめに対する措置

(1) 主旨と指導ポイント

学校長が中心となり、本校のいじめ防止対策チームを中核とし、一致協力体制で対応する（全職員による組織的対応）。また、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策防止チームに対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。学校はいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種に事態の発生の防止に努める。

主な指導ポイント

- ・ 被害生徒、加害生徒の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聴き取る）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
⇒（いじめを認知した場合、学校長が県教育委員会に報告）

- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査し事実関係を把握
- ・ 保護者への説明（事実関係、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 被害生徒のケア

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか、また被害生徒と本人に対し面談等で確認する。（必要に応じて専門家によるケアを要請する）

- ・ 加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ 県教委への連絡と経過説明（学校長・教頭が県教育委員会に連絡・説明）
- ・ 経過の見守り

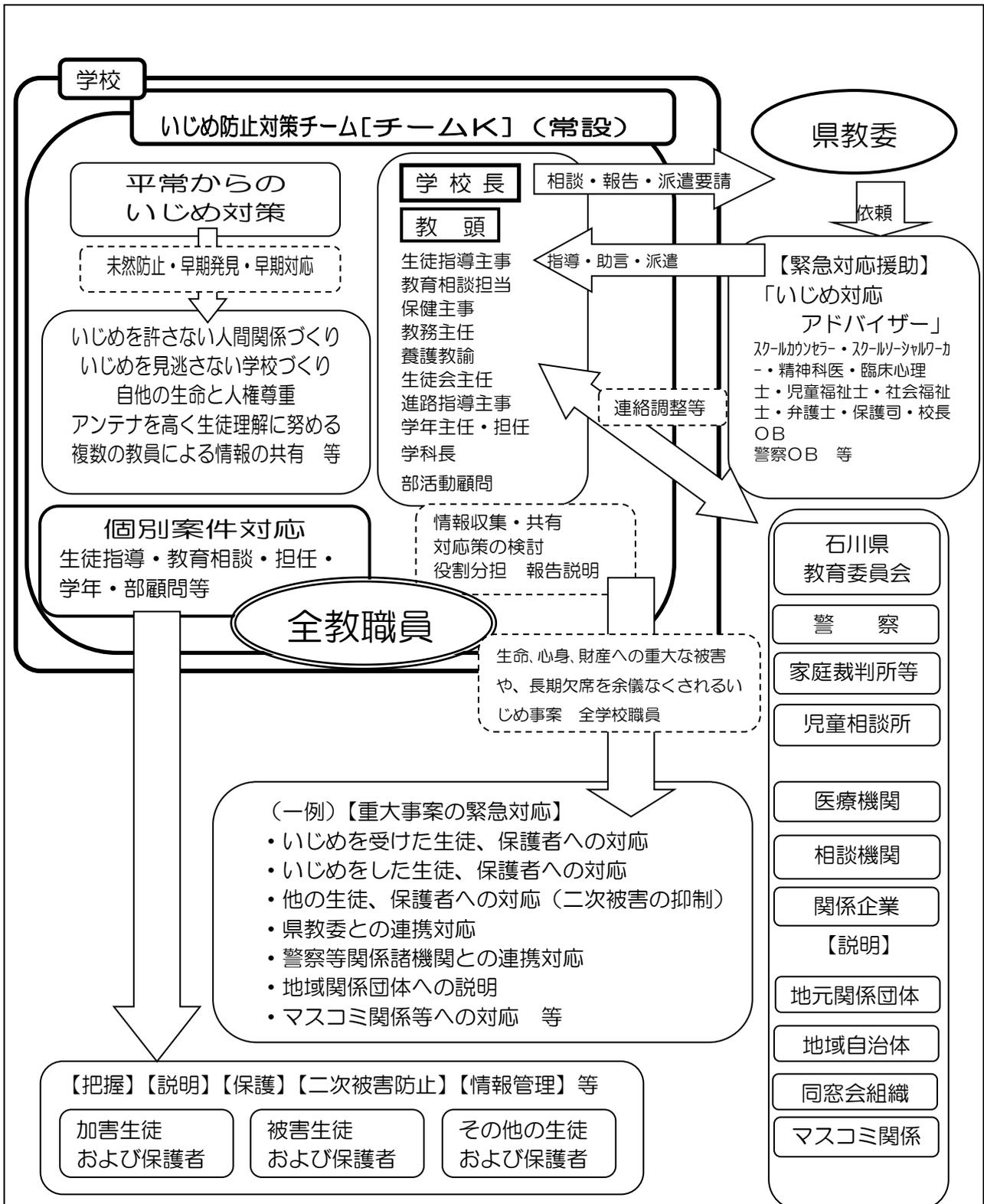
被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも 3 カ月継続しているか日常的に注意深く観察する。（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）

- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）
- ・ いじめの対応アドバイザーの活用により、学校におけるいじめの問題への対応力向上を図る。

※問題の解消は、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になる。

(2) 組織図と対応について

いじめ防止対策並びに緊急対応について下記のような連携を行う



★学校長をトップとする「チーム」での組織的対応

★関係機関との連携を深め、双方向に「風通しのよい」関係づくりに努める

(3) いじめ発生時対応図

①いじめ情報（気になる情報）の把握と事実確認



②担任、学年主任、生徒指導担当等 [情報収集…正確・詳細・迅速]
生徒指導主任が報告

重大事態の「疑い」が生じた段階で重大事態として調査開始する。
被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したのものとして、報告・調査等に当たる。



③学校長・教頭 「チームK」招集判断 「いじめ防止対策チーム（特別支援委員会）」
↓ 具体的対応策の検討（情報収集により役割分担や報告説明等）

④職員会議 全職員の共通理解



⑤事実の究明・いじめ関係者への支援・指導

被害生徒

← 担任・教育相談担当・教育カウンセラー等
家庭との連携・相談、心のケアにより保護する。
調査開始前に、被害生徒・保護者に対して丁寧に説明を行い、被害生徒の意向を踏まえた調査であることを確認する。

加害生徒

← 担任・生徒指導担当・教育カウンセラー等
家庭との連携・個別指導をする。
被害生徒・保護者に説明した方針でいじめの事実関係について説明を行う。
いじめの非に気づかせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成する。

観衆への指導

← 担任・学年主任・生徒指導担当等
家庭との連携・個別指導をする。

傍観者への指導

← 担任・学年主任・生徒指導担当等
全校集会・学年集会等

- ・再発防止に向け ホーム・学年集会・全校集会にて継続的な道徳的指導をする。
- ・全校生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
- ・「いじめを許さない」学校づくり。

※P5「いじめへ対する措置」主な指導ポイント（例）を参照

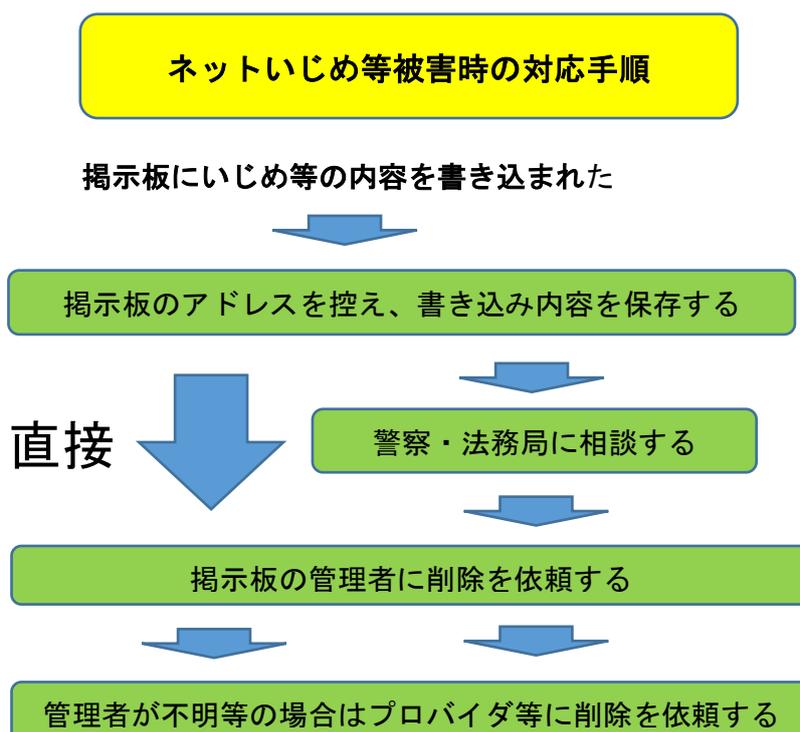
(4) 緊急事態への対処について

[対応手順]

- 速やかに初期情報を収集するとともに「チームK」を開催して状況を判断する。また、速やかに保護者との連携をとる。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 県教委（担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ

[事実関係を明確にするための調査を実施するにあたっての留意事項]

- 県教委（担当生徒指導主事を含む）と連携し、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾にして説明を怠ることがないようにする。
- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- 学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- 生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒及び保護者に説明する等の措置を取る。（調査結果は県教委に報告）
- 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。
- インターネット上の対応は下記の手順に従う。



6. 年間計画

月	おもな行事	取組内容
4	入学式	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生、保護者に対する本校のいじめ方針解説 ・保護者へ向けた子どもを守る携帯マナー講習会
	新入生オリエンテーション	・学校生活における規律指導、情報モラル指導等
	第1回いじめ防止対策チーム会議	・基本方針の確認、年間計画を決定する（職員会議後）
	教職員による「見守り隊」	・全教職員による交通安全指導、挨拶運動、校内外巡視による生徒理解
	遠足	・学年やクラスの親睦を深める
	第1回校内いじめ防止職員研修会	・年間計画やいじめ防止対策の共通理解（職員会議）
5	職員の個別面談	・管理職による職員の自己啓発面談（適宜）
	心理検査	・1・2年生、HP-QU検査による生徒理解
6	第1回生活アンケート調査	・家庭で保護者と共に記名式で実施（全校生徒対象）
7	命と心の教育講座	・命の尊厳
	情報モラル講話(非行防止教室)	・外部講師を招いて情報モラルに関する講話を実施
	保護者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認 ・生徒・保護者向け相談窓口の周知（文書配布等）
8	第2回校内いじめ防止職員研修会	・気になる生徒についての情報交換（職員会議）
9	体育祭リーダー研修	・体育祭リーダーに対する指導法の研修
10	第2回生活アンケート調査	・家庭で保護者と共に記名式で実施（全校生徒対象）
11	文化祭	・自己有用感、自己存在感を高める
12	人権に関する全校統一LHR	・全クラスで人権をテーマにしたLHRの実施
	保護者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認 ・生徒・保護者向け相談窓口の周知（文書配布等）
1	第3回校内いじめ防止職員研修会	・気になる生徒についての情報交換（職員会議）
2	第3回生活アンケート調査	・家庭で保護者と共に記名式で実施（1、2年生対象）
	第2回いじめ防止対策チーム会議	・取組の成果と課題、基本方針等の見直し・検討
3	校内主任会議	・現状の点検と次年度に向けての課題確認

* 道徳教育の充実

- ・行事、LHなどの特別時間割や部活動を通して、自己肯定感を育み豊かな心を育てる。また、生徒自らが、いじめ問題について学び、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを行う。

7. その他

(1) 危機管理の心構え

いじめ問題対応は組織として連携して行われるが対応する全職員は下記の心構えを常に確認する

- | | | | |
|---|---------|---------|--------|
| ㊦ | 最悪を想定し、 | 管理職への | |
| ㊧ | 慎重に、 | ほう 「報告」 | |
| ㊨ | 素早く、 | れん 「連絡」 | |
| ㊩ | 誠意をもって、 | そう 「相談」 | |
| ㊪ | 組織的に | 対応する。 | を必ず行う。 |

(2) 情報等の取り扱い

ア) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

イ) 個人調査データ(※)について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、情報の提示を求められたりすることもある。そのような緊急事態を想定して、生徒の個人調査データは生徒の在籍期間中は必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に生徒の生命等に被害が生じた自殺等が発生した場合は、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等は大変重要な資料となる事を留意する。 ※心理検査等、生活アンケート、進路調査等

(3) 法・条例に抵触する可能性のある行為

- | | |
|---|---|
| 同級生のハラを殴ったり蹴ったりする | … 「暴行罪」(刑法第 208 条) |
| 顔を殴打しあごの骨を折る怪我を負わせる | … 「傷害罪」(刑法第 204 条) |
| 学校に来たら危害を加えると脅す | … 「脅迫罪」(刑法第 222 条) |
| 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる | … 「強要罪」(刑法第 223 条) |
| 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる | … 「恐喝罪」(刑法第 249 条) |
| 教科書等の所持品を盗む | … 「窃盗罪」(刑法第 235 条) |
| 自転車を故意に破損させる | … 「器物破損罪」(刑法第 261 条) |
| 校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く | … 「名誉毀損罪」(刑法第 230 条)
「侮辱罪」(刑法第 231 条) |
| 断れば危害を加えると脅し、性器を触る | … 「強制わいせつ罪」(刑法第 176 条) |
| 児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上に掲載する、所持する。もしくは 18 歳未満の裸の画像を求める。 | … 「児童ポルノ提供、所持規制等」
(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条・
いしかわ子ども総合条例 51 条の 2) |

(4) 主な相談機関

24時間子どもSOS相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
石川県こころの健康相談センター	076-238-5761	月~金8:30~17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月~金9:00~17:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553	月~金8:30~17:45
子どもの人権110番(金沢地方検察庁)	0120-007-110	月~金8:30~17:15
小立野青少年相談室(金沢少年鑑別所内)	076-231-1603	月~金9:00~16:00
いじめ110番(県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付
加賀市青少年育成センター	0761-73-0118	月~金9:00~17:00
小松市教育センター	0761-21-7958	月~金9:00~17:30 第2・4土 9:00~12:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月~土16:00~21:00

この基本方針は毎年PDCAサイクルによって見直され
概ね3年を目処に見直すものとする

平成26年4月1日施行

平成29年4月1日一部改訂

平成31年4月1日一部改訂

令和4年4月1日一部改訂

小松工業高等学校